

特定非営利活動法人 全国骨髓バンク推進連絡協議会

定 款

制定 2000 年 5 月 1 日
改正 2008 年 6 月 1 日
改正 2012 年 6 月 3 日
改正 2013 年 3 月 22 日
改正 2018 年 6 月 10 日
改正 2019 年 11 月 13 日
改正 2020 年 5 月 30 日
改正 2024 年 10 月 18 日
最終改正 2025 年 9 月 2 日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国骨髓バンク推進連絡協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区東神田1丁目3番4号 KTビル3階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、骨髓バンク事業の普及啓発活動、血液疾患等の患者を支援する活動、より良い骨髓バンクを求める活動等を行うことにより、より多くの患者のいのちを救うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 国・地方公共団体・公益財団法人日本骨髓バンク・日本赤十字社（以下、「関係機関」と総称する。）が行う骨髓バンク事業及びさい帯血バンク事業の普及啓発事業並

びに献血事業と骨髄ドナーの募集に関する支援事業

- (2) 全国各地で骨髄バンク事業等の推進活動を行っているボランティア団体と連携して行う普及啓発事業及び調査研究事業
- (3) 海外の骨髄バンクボランティアグループや国際関係機関等との交流事業
- (4) 血液疾患等の患者とその家族に対する闘病支援事業並びに患者及び骨髄ドナーの人権擁護を求める事業
- (5) 関係機関・医療関係者等に対して骨髄バンク事業の充実及び血液疾患医療体制の充実を求める事業
- (6) 関係機関・民間企業等に対して骨髄ドナー休暇制度やドナー助成制度等、提供しやすい環境整備を求める事業
- (7) その他、この法人の目的達成のために必要な一切の事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品等の販売
- (2) 入場料等を徴する催事等の開催
- (3) 出版に関する事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 財政援助等によりこの法人の事業を支援するために入会した個人または団体。

(入会)

第7条 正会員は、国内で骨髄バンク事業を推進するための活動を行う団体でなければならない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めない決定をしたときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 賛助会員の入会に関し必要な事項は、理事会の承認を経て理事長が別に定める。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、理事会の承認を経て、真にやむを得ない事情により会費の納入が困難な会員の会費を減免することができる。

3 会費の減免に関し必要な事項は、理事会の承認を経て理事長が別に定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員または賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 会員である団体が消滅したとき、または会員である個人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。

(3) 正会員(休会中の会員を除く)が、継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

2 休会に関する事項は、理事会の承認を経て理事長が別に定める。

(退会)

第10条 正会員または賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。ただし、法上の役員は(3)理事及び(4)監事とする。

(1) 会 長 1人

(2) 副会長 1人以上5人以内

(3) 理 事 10人以上30人以内

(4) 監 事 2人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上5人以内を副理事長とする。

- 3 会長及び副会長は、理事を兼ねることができる。

(選任等)

第14条 会長、副会長、理事及び監事は総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び監事は、正会員の推薦を受けた者のうちから選任する。理事は正会員の推薦を受けた者のほか、正会員の推薦を要しない公募に応じた者から選任しなければならないものとし、その定数は理事会の議決を経て理事長が別に定める。
- 3 理事長及び副理事長の選任は、理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長はこの法人の対外的な活動を推進する。また、この法人の重要な業務について意見を述べることができる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事長はこの法人を代表し、業務を総理する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 5 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合に、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない

(報酬等)

第19条 役員は無報酬とする。ただし、役員の総数の3分の1の範囲内で、かつ常勤の役員は報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

第21条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併

- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 会員の除名
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の7日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印、または、署名捺印しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、理事長が必要と認めたときは、理事会の承認を経て理事以外の正会員及び関係者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は原則として年6回開催するほか、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の要請があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の2日前までに通知しなければならない。
- 4 緊急に理事会の議決が必要で、理事長がやむを得ないと認めた審議事項については、電磁的方法により議事を進めることができる（電子理事会）。その場合、会議の目的、審議事項及び48時間以上の審議期間を明示しなければならない。

（理事会の議長）

第35条 理事会の議長は、理事長または理事長が指名した理事がこれに当たる。

（理事会の議決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席もしくは電子理事会に参加できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

（理事会の議事録）

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

ただし、電子理事会においては、審議開始日時及び審議期間

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押

印、または、署名捺印しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)

第43条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業に係る会計。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項は所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員総数の4

分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者の中から、総会で選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及びその他の必要な職員を置く。

(事務局長の選任及び職員の任免)

第56条 事務局長及びその他の職員の任免は理事長が行う。

2 事務局長は理事と兼ねることができる。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 諮問機関等

(諮問機関等の設置)

第58条 この法人に、理事会が諮問するため、次の役職および機関を置くことができる。

- (1) 顧問
- (2) 参与
- (3) 各種委員会

- 2 前項に関わる人選は理事会で議決し、理事長が任免する。

第11章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2001年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2001年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	0 円
(2) 年会費	120,000円

附 則 (2008年6月1日改正)

- 1 この定款は、2008年6月1日から施行する。

附 則 (2012年6月3日改正)

- 1 この定款は、2012年6月3日から施行する。

附 則 (2013年3月22日改正)

- 1 この定款は、2013年3月22日から施行する。

附 則 (2018年6月10日改正)

- 1 この定款は、2018年6月10日から施行する。

附 則 (2019年11月13日改正)

- 1 この定款は、2019年11月13日から施行する。

附 則（2020年5月30日改正）

- 1 この定款は、2020年5月30日から施行する。

附 則（2024年10月18日改正）

- 1 この定款は、2024年10月18日から施行する。

附 則（2025年9月2日改正）

- 1 この定款は、2025年9月2日から施行する。

別表 設立当初の役員
別紙役員名簿の通り

別表 設立当初の役員

役職名	氏 名
理事長	野村正満
副理事長	畠山茂房
同	橋本祐治
同	三好逸二
同	坂田浩章
理 事	海部幸世
同	関口貴子
同	陽田秀夫
同	木村 紀
同	菅 早苗
同	四方田 淳
同	荒木俊司
同	村上順子
同	笠原慶一
同	関 つたえ
同	高橋真知子
同	庭野光世
同	品川保弘
同	山村詔一郎
同	山下晋司
同	別所敬子
同	下村映子
監 事	田中重勝
同	大塚和博